

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8280：2011 + 追補 1：2014 規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当	箇条 3	箇条 3 一般要求事項 ランプソケットは、通常の使用状態でそれらが確実に機能し、人又は周囲に危険を引き起こさないように設計し、組み立てなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	箇条 8 箇条 10 11.3 箇条 12 13.4 箇条 16	箇条 8 寸法（8.7 を除き、全細分箇条を含む） ランプソケットの寸法を規定している。 箇条 10 端子（10.1,10.2.1, 10.2.2 及び 10.10 を除き、全細分箇条を含む） ランプソケットへの接続方法の要求事項を規定している。 11.3 接地用端子は、手によって偶然にねじなし端子を緩めることが、可能であってはならない。 箇条 12 構造（12.2,12.4,12.6 及び 12.7 を除き、全細分箇条を含む） ランプソケットに対する構造要求を規定している。 13.4 スイッチ付きランプソケットは、スイッチの可動部分と電源電線との間の偶然の接触を防止する構造でなければならない。 箇条 16 ねじ、通電部及び接続（16.1 を除き、全細分箇条を含む） ねじ、通電部分及び電氣的接続に関する構造・材料等を規定している。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8280：2011 + 追補 1：2014 規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項続き				17.2 19.4A	17.2 密封コンパウンドは、へこみの縁で、突出してはならない。 19.4A “t”表示ランプソケットは、次に適合しなければならない。緩み、膨れ、ひび、割れ、変形その他の異状が生じてはならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	19.3	19.3 接点及びその他の通電部分は、過度の温度上昇を防止するような構造でなければならない。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	該当 非該当	箇条 7	箇条 7 表示(7.3,7.4 及び 7.5 を除き、全細分箇条を含む)ソケット本体又は製造業者のカタログ、若しくは取扱説明書に表示記載する情報について規定している。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当	11.4 箇条 18	11.4 接地用端子の金属は、接地用導体の銅に接触することから発生する腐食の危険がない金属でなければならない。 箇条 18 通常動作 通常の使用は、過度の摩耗又はその他の有害な作用をもたらしてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8280：2011 + 追補 1：2014 規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				箇条 19 19.1 箇条 21	箇条 19 熱耐久性 19.1 ランプソケットは、十分な耐熱性をもたなければならない。 箇条 21 過度の残留ストレス（自然割れ）及びさびに対する抵抗力（全細分箇条を含む） 銅又は銅合金の圧延板の接点及びその他の部品は、その破壊によって危険が生じるおそれのある場合、過度の残留ストレスによって、損傷を受けてはならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	箇条 14 14.1 14.2 14.3	箇条 14 耐湿性、絶縁抵抗及び耐電圧 14.1 防滴形及び防雨形ランプソケットの外郭は、水の浸入に対して必要な保護等級を備えなければならない。 14.2 防滴形及び防雨形ランプソケットのインレット開口部は、電線を伝う水滴がランプソケットの内側に達するおそれがないような方法で、電源電線の接続ができなければならない。 14.3 ランプソケットは、通常の使用状態で起きるかもしれない湿気条件に耐えなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当	9.5	9.5 次の外側部分は絶縁材料製でなければならない。 - 防滴形ランプソケット - 防雨形ランプソケット - 250 V を超える定格電圧のランプソケット - スイッチ付きランプソケット	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8280：2011 + 追補 1：2014 規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				10.2.2	- E5 及び E10 ランプソケット 10.2.2 プッシュオン接続部（タブ端子）のためのタブ又はピンは、JIS C 8105-1 の第 15 章に適合しなければならない。{ JIS C 8105-1 の 15.3 一般要求事項 }	
				13.2	13.2 スイッチ付きランプソケットは、12.3 の構造要求事項及び 13.3～13.5 の追加要求事項、又は JIS C 4526-1 の関連要求事項に適合しなければならない。	
				20.1	20.1 絶縁材料 接点を保持する部分、絶縁材料製のランプソケットの外付け部分及び導電性の外面をもつ絶縁材料製の外付け部分は、耐熱性でなければならない。	
				20.5	20.5 防滴形及び防雨形ランプソケットの場合、充電部又は ELV 部分を正しい位置に保持する絶縁用部品は、十分な耐トラッキング性をもたなければならない。	
第七条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当	箇条 9 9.1 9.2 9.3	箇条 9 感電に対する保護 9.1 電球口金の挿入中に充電部になるとき、電球口金に接触できないように設計しなければならない。 9.2 外郭付きランプソケット及び独立形ランプソケットの外側部分は、すぐにも使用でき、対応する通常の電球を挿入した状態のランプソケットの充電部に接触できないように設計しなければならない。 9.3 電球口金と偶然に接触しないようにする保護となる部分は、固くかん合している電球を取り外すとき、又は該	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8280：2011 + 追補 1：2014 規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第1号 続き				9.4 13.5 19.4	<p>当する場合、シェードを回転するとき、それらの部品が外れることがないように確実に固定しなければならない。</p> <p>9.4 感電に対する保護を備えた部分の間にシェードを固定してはならない。</p> <p>13.5 スイッチ操作部は充電部から、効果的に絶縁しなければならない。また、それが折れるか又は損傷を受けた場合に、充電部が露出してはならない。</p> <p>19.4 試験中は、ランプソケットは、特に次の点において、さらなる使用を阻害するいかなる変化も受けてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 感電保護の低減 - 密封コンパウンドは充電部が露出する程度まで流出してはならない。 	
第七条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	該当 非該当	箇条 11 11.1 11.2	<p>箇条 11 接地接続の手段</p> <p>11.1 接地接続の手段をもつねじを切った差込口があるランプソケット、コードグリップランプソケット及びランプレセプタクル(接続用リード線を備えたものを除く。)は、1個以上の内部接地用端子をもたなければならない。</p> <p>11.2 絶縁破壊の場合に、充電部となるかもしれない接地用端子のないランプソケットの可触金属部は、確実な接地を施さなければならない。</p>	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受ける	該当	11.5	11.5 締付ねじを含め、コード止めの金属部品は、接地回	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8280：2011 + 追補 1：2014 規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き		おそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	非該当	12.2	路から絶縁しなければならない。 12.2 絶縁された導体が接触する可能性のあるランプソケットの部品は、絶縁を損傷するおそれがある形状をもってはならない。	
				12.4	12.4 金属受金及び金属外側枠をもつランプソケットの場合において、これらの部分間の接触は、絶縁用リングによって防止しなければならない。	
				12.7	12.7 ねじを切った差込口があるランプソケット中にねじ込むことを意図したつり下げ装置は、12.2 の要求事項を満足しなければならない。	
				13.3	13.3 絶縁抵抗及び耐電圧に対する試験に耐えなければならない。良好な動作状態になければならない。	
				13.5	13.5 スイッチ操作部は充電部から、効果的に絶縁しなければならない。また、それが折れるか又は損傷を受けた場合に、充電部が露出してはならない。	
				14.1	14.1 ランプソケットは、14.4 に規定する耐電圧試験に耐えなければならない。	
				14.4	14.4 絶縁抵抗及び耐電圧は、次の間で適切でなければならない。 a) 異極の充電部間。	
				箇条 17	箇条 17 沿面距離及び空間距離	
				17.1	17.1 沿面距離及び空間距離は、ランプソケットを通常の	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8280：2011 + 追補 1：2014 規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				箇条 18	使用状態のように取り付け、電球をランプソケットの中に挿入するか、又はそれから外すとき、表 13a)及び表 13b) に示す値以上でなければならない。 箇条 18 通常動作 試験品は、8.2 の要求事項を満足し、14.4 の耐電圧試験に耐えなければならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	箇条 20 20.2 20.3 20.4	箇条 20 耐熱性、耐炎性及び耐トラッキング性 20.2 感電に対する保護を備えた、絶縁材料製の外付け部品(外側枠、受金、ドーム又は背板)及び充電部又は ELV 部分を正しい位置に保持する絶縁材料製部品(端子/接点組立品)は、耐炎性及び耐着火性でなければならない。 20.3 感電に対する保護を備えた、絶縁材料製の外付け部品(導電性外面をもつ外付け部品を含む。)及び ELV 部分を正しい位置に保持する絶縁材料製部品は、JIS C 60695-2-11 によるグローワイヤ試験を行う。 20.4 充電部又は ELV ランプ導体を正しい姿勢に保持する、絶縁材料製の部品は、JIS C 60695-11-5 によるニードルフレーム試験を行う。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置	該当 非該当	箇条 3	箇条 3 一般要求事項 ランプソケットは、通常の使用状態でそれらが確実に機能し、人又は周囲に危険を引き起こさないように設計し、組み立てなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8280：2011 + 追補 1：2014 規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十條 続き		が講じられるものとする。				
第十一條第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	8.7 12.2 12.7 13.4	8.7 ランプソケットの接点が電球口金を切削する縁となつてはならない。 12.2 絶縁された導体が接触する可能性のあるランプソケットの部品は、鋭い縁又は絶縁を損傷するおそれがある形状をもつてはならない。 12.7 ねじを切った差込口があるランプソケット中にねじ込むことを意図したつり下げ装置は、12.2 の要求事項を満足しなければならない。 13.4 スイッチ付きランプソケットは、スイッチの可動部分と電源電線との間の偶然的接触を防止する構造でなければならない。	
第十一條第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	10.2.2 10.10 12.6	10.2.2 プッシュオン接続部（タブ端子）のためのタブ又はピンは、JIS C 8105-1 の第 15 章に適合しなければならない。{ JIS C 8105-1 の 15.1 機械的強度 } 10.10 ランプソケットへのリード線の固定は、通常の使用状態で発生するかもしれない機械的な力に耐えなければならない。 12.6 導体を端子に接続する場所でねじれを含む張力がないように、また、コードの外側カバーを、ランプソケットの中で固定し摩耗から保護するように、そのランプソケッ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8280：2011 + 追補 1：2014 規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き					トを可とうコードに固定できる装置を備えなければならない。	
				箇条 15	箇条 15 機械的強度	
				15.1	15.1 ランプソケットに対する十分な機械的強度の要求	
				15.2	15.2 外側枠，受金及びドームに対する機械的強度	
				15.3	15.3 外側枠とドームとの間の接続の緩みも，いかなる他の損傷をも引き起こしてはならない。	
				15.4	15.4 ねじを切った差込口があるランプソケットのドームに対し，締め付けトルクを加えることによって，ねじを切った差込口が緩んで，黄銅電線管から離れてはならない。	
				15.5	15.5 永久的な変形が発生する場合，その評価試験を規定し，試験後，その通常の使用を阻害する損傷があってはならない。	
				15.6	15.6 絶縁用リングの機械的強度は，JIS C 60068-2-75 に規定する振り子衝撃試験の手段によって，検査し，この規格に適合しなくなるような重大な損傷を示してはならない。	
			15.6.1	15.6.1 スナップオン形の外側枠のランプソケットに対し，外側枠は，意図した位置に保持されていなければならない。		
			15.7	15.7 金属ランプソケットは，外部金属部品（外側枠及びドーム）の機械的強度試験を行い，変形は表 11 に示す値を超えてはならない。		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8280：2011 + 追補 1：2014 規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				15.8 15.9 16.1 箇条 18	15.8 差込口及びパッキング押さえは、通常の出付け及び使用中に発生する機械的ストレスに耐えなければならない。 15.9 ランプレセプタクルは、損傷なしに、支持物に固定することに耐えるように設計しなければならない。 16.1 ねじ及び機械的接続は、その故障によって、ランプソケットに危険が生じるおそれのある場合、通常の使用状態で発生する機械的ストレスに耐えなければならない。 箇条 18 通常動作 絶縁及び偶然の接触に対する保護は、重大な悪影響を受けてはならない。裏打ち、障壁及び類似のものは、十分な機械的強度をもち、確実に固定しなければならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	一般的に化学物質が流出し人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないと思われるため、本条項に対しては、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8280：2011 + 追補 1：2014 規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当 非該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十三条	電気用品から発生される電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当	-	-	電磁波発生要因がないと思われるため、本条項に対しては、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	箇条 3	箇条 3 一般要求事項 ランプソケットは、通常の使用状態でそれらが確実に機能し、人又は周囲に危険を引き起こさないように設計し、組み立てなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	始動・停止はないと思われるため、本条項に対しては、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	同上
第十五条	始動、再始動及び	電気用品は、不意な動作の停止によって人体	該当	-	-	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8280：2011 + 追補 1：2014 規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条第3項	び停止による危害の防止	に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	非該当			
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当	10.1	10.1 ねじなし端子をもつランプソケット、器具内用ランプソケット及び特別な導体を取り付けるランプソケットは、製造業者が宣言した断面積の導体が、正しく端子に取り付けられる構造でなければならない。	
			非該当	10.2.1	10.2.1 非可とう（単芯又はより線）導体及び可とうケーブル又はコードの両方に同じく適合する端子を備えていなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当	-	-	電氣的、磁氣的又は電磁的妨害を受ける要素を持っていないと思われるため、本条項に対しては、非該当が妥当と考える。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	雑音を発生する要因がないと思われるため、本条項に対しては、非該当が妥

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8280：2011 + 追補 1：2014 規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十八条続き						当と考える。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当	7.3 7.4 7.5	7.3 水の浸入に対する保護の表示は、ランプソケットの外側とする。 7.4 接地用端子用の記号は、ねじ、又はその他の容易に外すことができる部品の上に付けてはならない。 7.5 表示は、耐久性があり、容易に読むことができなければならない。	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機 電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三 第一項第一号に規定する設計標準使用期間	該当 非該当	-	-	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8280：2011 + 追補 1：2014 規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1号 続き		をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当	-	-	同上
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用	該当 非該当	-	-	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8280：2011 + 追補 1：2014 規格名：ねじ込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3号 続き		すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のもを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<p>該当</p> <p>非該当</p>	-	-	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8280：2011 + 追補 1：2014 規格名：ねじ込みランプソケット

白 紙

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び/又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	箇条 4 箇条 22 23.6 23.8 23.9 24.2 24.3	箇条 4 一般要求事項 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び/又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。 箇条 22 構造（全細分箇条を含む） 23.6 内部配線の上に付加絶縁としてスリーブをかぶせる場合、両端での固定によってスリーブを所定の位置に保持しなければならない。 23.8 アルミニウム電線は、内部配線として用いてはならない。 23.9 接触圧力が加わる部分で、より線は、はんだによって束ねてはならない。 24.2 機器には、次のものを取り付けてはならない。 - 可とうコードの中間に接続したスイッチ又は自動調節器 24.3 22.2 に基づく据置形機器の全極遮断を確実に行うスイッチは、完全遮断できる全極分離接点をもっていなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二條 第2項 続き				24.4	24.4 特別低電圧 (ELV) 回路用のプラグ及びコンセント並びに電熱素子用の端子として用いるプラグ及びコンセントは、JIS C 8303 又は IEC 60906-1 に適合するプラグ及びコンセント、又は JIS C 8283-1 の標準シートに適合するコネクタ及び機器用インレットと互換性があってはならない。	
				24.6	24.6 電源に直接接続され、かつ、機器の定格電圧に対して不十分な基礎絶縁しかもたないモータの動作電圧は、42 V を超えてはならない。	
				24.7	24.7 主給水管に恒久的に接続することを意図した機器は、着脱式ホースセットによって接続してはならない。	
				25.1	25.1 固定配線に恒久的に接続することを意図した機器以外の機器は、次のいずれかの電源への接続手段をもっていなければならない。 - 差込プラグ付きの電源コード	
				25.2	25.2 複数の電源をもつ据置形機器以外の機器は、主電源への複数の接続手段をもってはならない。	
				25.3	25.3 固定配線に恒久的に接続することを意図した機器は、次のいずれかの主電源への接続手段をもっていなければならない。 - 可とうコードを接続するための一組の端子部	
				25.4	25.4 固定配線に恒久的に接続する機器で、定格電流が 16	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				25.5	A 以下の機器の場合、ケーブル及び電線管入口は、表 10 の最大外径寸法をもつケーブル又は電線管に合っていないなければならない。 25.5 電源コードは、次のいずれかによって機器に取り付けなければならない。 - X 形取付け - Y 形取付け - 第 2 部の個別規格で認めている場合、Z 形取付け	
				25.11	25.11 接触圧力が加わる場合、電源コードの導体は、はんだによって束ねてはならない。	
				25.16	25.16X 形取付けのコード止めは、適切でなければならない。	
				25.17	25.17Y 形取付け及び Z 形取付けのコード止めは、適切でなければならない。	
				25.18	25.18 コード止めは、工具を用いたときにだけ触れることができるような配置であるか、又は工具を用いたときにだけコードを取り付けることができる構造でなければならない。	
				25.19	25.19X 形取付けの場合、可搬形機器にグラウンドをコード止めとして用いてはならない。	
				25.21	25.21X 形取付け電源コードを接続するための空間又は固定配線を接続するための空間は、十分確保されている構造	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				25.24 25.25 箇条 26 28.2 28.3 28.4	<p>でなければならない。</p> <p>25.24 相互接続コードは、コードが外れたとき、この規格に適合しなくなる場合は、工具を用いずに着脱できるものであってはならない。</p> <p>25.25 コンセントに差し込む機器のピンの寸法は、関連するコンセントの寸法と合っていないなければならない。</p> <p>箇条 26 外部導体用端子（全細分箇条を含む）</p> <p>28.2 電気接続部及び接地導通を行う接続は、収縮したりひびくんだりするおそれがある非磁器製絶縁物を通して、接触圧力を伝えないような構造でなければならない。</p> <p>28.3 スペーススレッドねじ（シートメタルねじ）がある部分同士を締め付ける場合、それらは電気接続部にだけ用いるようにしなければならない。</p> <p>28.4 機器の異なった部分相互間の機械的接続に用いるねじ及びナットを、電氣的接続部又は接地導通を行う接続部としても用いる場合、それらに緩み止めを施さなければならない。</p>	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	箇条 19	<p>箇条 19 異常運転（全細分箇条を含む）</p> <p>機器は、異常運転又は不注意運転によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、できるだけ未然に防止できる構造でなければならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第 1 項 続き				22.46	電子回路は、故障状態になっても、機器が感電、火災、傷害又は危険な誤動作を起こさない設計であり、使い方でなければならない。 22.46 この規格に適合することを確実にするために、プログラマブル保護電子回路を用いる場合、ソフトウェアは、表 R.1 に規定する故障 / エラー状態を制御するための手段を含まなければならない。	
				24.8	24.830.2.3 を適用する機器のモータ運転用コンデンサであって、モータの巻線に恒久的に直列接続されたものは、コンデンサの故障が起こることで危険が生じてはならない。	
				24.8 A	24.8 A 感熱線を使用した機器の感熱線は、通常の使用状態において、その動作温度が著しく変化してはならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	該当 非該当	箇条 7	箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明（7.14 及び 7.15 を除き、全細分箇条を含む）	
				23.7	23.7 接地線を除き、緑と黄色との配色で識別した電線は、用いてはならない。適否は、目視検査によって判定する。	
				24.5	24.5 モータの補助巻線に用いるコンデンサには、定格電圧及び定格静電容量を表示しなければならず、かつ、これらの表示に従って用いなければならない。	
				25.3	25.3 当該口出し線を電源に接続するための適切な空間をもつ箱を取扱説明書又は設置説明書で指定する。	
				25.10	25.10 クラス I 機器の電源コードは、緑と黄色とで配色し	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					た被覆をもつ電線を含んでいなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当	箇条 18 22.16 22.18 22.31 22.32 22.42 23.3 25.14	<p>箇条 18 耐久性 必要な場合には、第2部の個別規格で要求事項及び試験方法を規定する。</p> <p>22.16 自動式巻取り機構は、次の原因とならない構造でなければならない。 - 可とうコード被覆の過度の摩耗又は損傷</p> <p>22.18 導電部その他の金属部で、腐食によって危険が生じるおそれがある部分は、通常使用状態の下で耐腐食性をもっていないなければならない。</p> <p>22.31 沿面距離及び空間距離は摩耗の結果、箇条 29 に規定する値未満に減少してはならない。</p> <p>22.32 付加絶縁及び強化絶縁は、機器内部の摩耗による汚染物の堆積によって、沿面距離及び空間距離が、箇条 29 に規定する値未満に減少しない構造であり、また、そのように保護しなければならない。</p> <p>22.42 機器の寿命期間内に、部品のインピーダンスが大きく変化するおそれがあるてはならない。</p> <p>23.3 内部配線の折り曲げ試験</p> <p>25.14 電源コード付きの運転中に動かす機器又は可搬形機器で通常の使用状態で定置して用いないシースなしの平形コードをもつ機器は、コード引込部のところで過度の屈</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				27.4	曲から十分保護した構造でなければならない。 27.4 外部導体の接続を意図した接地端子の各部分は、その部分に接地導体の銅の部分が接触することによって、又はその部分に接触する他の金属によって腐食が生じるおそれがないようにしなければならない。	
				28.1	28.1 故障することによってこの規格に適合しなくなるおそれがある締付け部、電気接続部及び接地導通を行う接続部は、通常使用時に生じる機械的応力に耐えなければならない。	
				箇条 31	箇条 31 耐腐食性 腐食によって機器がこの規格に適合しなくなるおそれがある鉄製の部分は、防腐食対策を十分に施さなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	箇条 6	箇条 6 分類（全細分箇条を含む） クラス 0 機器は、定格電圧が 150 V 以下の屋内用の機器についてだけ認める。 機器は、水の有害な浸入に対し適切な保護等級をもたなければならない。	
				7.1	7.1 定格電圧、水の浸入に対する保護等級等の表示	
				7.12	7.12 安全に関する取扱説明書の備え 補助を必要とする人（子供を含む）が単独で機器を用いることを意図していない旨の記載。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続き				7.12.1 7.13 15.1 15.3 22.44 29.2	7.12.1 機器設置における情報提供 7.13 取扱説明書等文書における公用語による記載 15.1 機器の外郭は、機器分類に従った水に対する保護等級を備えていなければならない。 15.3 機器は、通常使用時に生じる湿気に耐えるようになっていなければならない。 22.44 機器は、玩具のような形状及び装飾をもつ外郭を備えてはならない。 29.2 機器は、材料グループ及び汚損度を考慮して、沿面距離がその動作電圧に対応した値以上になるような構造でなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当	箇条 11 22.21 23.5 23.10 { 箇条 24 }	箇条 11 温度上昇（全細分箇条を含む） モータ巻線、配線及び巻線以外の絶縁物 22.21 木材、綿、絹、紙その他これに類する繊維性又は吸湿性がある材料は、含浸を施さない限り絶縁物として用いてはならない。 23.5 電源電圧が加わる内部配線の絶縁物は、通常使用時に生じるおそれがある電氣的応力に耐えなければならない。 23.10 機器を主給水管に接続するための外部ホースに組み込んだ内部配線の絶縁及びシースは、少なくとも、ライトビニルシースコードと同等でなければならない。 { 箇条 24 部品 }	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				24.1	24.1 部品は、合理的に適用できる限り、関連規格に規定する安全性に関する要求事項に適合しなければならない。 部品は、事前に関連規格で試験されていても、この規格で規定する動作サイクル回数に対して適合することが確認されていない場合、それらは 24.1.1～24.1.9 の試験を行う。	
				24.1.1	24.1.1 電源電圧が継続的に印加され、無線妨害波抑制用又は電圧分圧用に用いるコンデンサの試験	
				24.1.2	24.1.2 安全絶縁変圧器の試験	
				24.1.3	24.1.3 スイッチの試験	
				24.1.4	24.1.4 自動調節器の試験	
				24.1.5	24.1.5 機器用カブラの試験	
				24.1.6	24.1.6 E10 と同等の小形ランプホルダの試験	
				24.1.8	24.1.8 温度ヒューズの試験	
				25.7	25.7 クラス III 機器以外の電源コードのタイプ及びクラス III 機器の電源コードの絶縁性	
				25.23	25.23 相互接続コードは、電源コードの要求事項に適合しなければならない。	
				30.1	30.1 非金属製の外側の部分、接続部を含む充電部を保持する絶縁物、及び付加絶縁又は強化絶縁として用いている熱可塑性絶縁物は、その劣化によって、機器がこの規格に適合しなくなるおそれがないように、十分な耐熱性をもっていなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第1号	感電に対する保護	<p>電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。</p> <p>一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。</p>	<p>該当</p> <p>非該当</p>	<p>箇条 8</p> <p>箇条 19</p> <p>22.1</p> <p>22.19</p> <p>22.24</p> <p>22.25</p> <p>22.29</p> <p>22.33</p>	<p>箇条 8 充電部への接近に対する保護（8.1.4 を除く全細分箇条を含む）</p> <p>機器は、充電部への偶然的接触に対し適切な保護をする構造であり、かつ、覆っていないなければならない。</p> <p>箇条 19 異常運転</p> <p>異常運転試験において、充電部への接近に対する保護があること。</p> <p>22.1 機器に IP コードに基づく最初の数字を表示している場合、JIS C 0920 の関連要求事項に適合しなければならない。</p> <p>22.19 運転ベルトは、不適切な交換を防ぐ構造でない限り、必要な絶縁レベルを維持するために用いてはならない。</p> <p>22.24 クラス III 機器又は充電部を含まないクラス III 構造以外にある裸の電熱素子は、それが切れたときに電熱導体が可触金属部に接触するおそれがないように支持してなければならない。</p> <p>22.25 機器は、垂れ下がった電熱導体が可触金属部に接触することがない構造でなければならない。</p> <p>22.29 固定配線に恒久的に接続するクラス II 機器は、設置後、充電部への接触に対する保護が十分維持できる構造でなければならない。</p> <p>22.33 通常使用時に触れることができる、又は触れるおそ</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第1号 続き				22.34	れがある導電性の液体、及び接地していない可触金属部に接触する導電性の液体は、充電部に直接接触してはならない。	
				22.34	22.34 操作用ノブ、ハンドル、レバーその他これに類する部分のシャフトは、その部分を外したときにシャフトに触れられない場合を除き、充電部であってはならない。	
				22.35	22.35 クラス III 以外の構造の場合、通常使用時に保持又は開閉操作を行うハンドル、レバー及びノブは、その基礎絶縁の不良が生じたときに充電部となってはならない。	
				22.36	22.36 クラス III 以外の機器の場合、通常使用時に連続して手で保持するハンドルは、通常の方法で握ったときに使用者の手が金属部に触れるおそれがない構造でなければならない。	
				22.37	22.37 クラス II 機器の場合、コンデンサは充電部と可触金属部間に接続してはならない。	
				25.20	25.20Y 形取付け及び Z 形取付けの場合、電源コードの絶縁導体は、クラス 0、クラス 0I 及びクラス I 機器は基礎絶縁によって、また、クラス II 機器は付加絶縁によって、可触金属部から更に絶縁しなければならない。	
				25.22	25.22 機器用インレットは、次によらなければならない。 - コネクタの挿入及び取外しの間、充電部に触れないような配置か又はそのように囲ってなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第 1 号 続き				26.1 26.5 26.7	26.1 端子は、工具を用いずに着脱できないカバーを取り外さないと接触できないようにしなければならない。 26.5 X 形取付けの機器の端子は、導体を取り付けるときに、より線の素線の 1 本が端子からはみ出て他の部分に偶然接触した場合に、危険な結果を招くおそれがないような位置にするか、又は覆っていなければならない。 26.7 X 形取付け用端子は、外郭のカバー又は一部を取り外さないと触れることができないものでなければならない。	
第七条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	該当 非該当	8.1.4 13.1 13.2 16.1 16.2	8.1.4 保護インピーダンスの場合、その部分と電源との間の電流は、直流の場合には 2 mA 以下であり、また、交流の場合にはピーク値は 0.7 mA 以下でなければならない。 13.1 動作温度において機器の漏えい電流は、過度になつてはならず、かつ、機器は十分な耐電圧性能をもっていなければならない。 13.2 IEC 60990 の図 4 に規定する回路を用いて、漏えい電流を測定する。 16.1 機器の漏えい電流は過大であつてはならず、かつ、その耐電圧強度は適切でなければならない。 16.2 交流試験電圧を電源の片側と可触金属部との間に加える。試験電圧を加えた後 5 秒以内に漏えい電流を測定し、次の値を超えてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第2号 続き				<p>筒条 19</p> <p>22.5</p> <p>22.42</p> <p>22.52A</p> <p>25.8</p> <p>筒条 27</p> <p>28.2</p>	<p>– クラス II 機器 0.25 mA</p> <p>筒条 19 異常運転</p> <p>異常運転試験において、機器の保護インピーダンスに流れる電流は、8.1.4 に規定する限度値を超えてはならない。</p> <p>22.5 差込プラグを用いて電源に接続する機器は、通常使用時に差込プラグのピンに触った場合に、定格静電容量が 0.1 μF を超える充電されたコンデンサからの感電の危険がない構造でなければならない。</p> <p>22.42 保護インピーダンスは、複数の部品で構成しなければならない。保護インピーダンスに用いている部品のいずれか 1 個に短絡又は開放が生じても、8.1.4 に規定する値を超えてはならない。</p> <p>22.52A サージ保護装置は、専門業者が設置することを意図する機器を除き、クラス 0I 機器の充電部と可触金属部との間に接続してはならない。</p> <p>25.8 接地用口出し線を設けた 2 ピンの差込プラグを用いたクラス 0I 機器は、電源コードの要求事項を適用する。その他のクラス 0I 機器用の接地線は、電気設備技術基準解釈第 17 条第 4 項に従ったものでなければならない。</p> <p>筒条 27 接地接続の手段（全細分筒条を含む）</p> <p>28.2 電気接続部及び接地導通を行う接続は、収縮したりひずんだりするおそれがある非磁器製絶縁物を通して、接触</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第2号 続き				28.3	圧力を伝えないような構造でなければならない。 28.3 接続部を外す必要がない場合に限り、接地導通を行う接続部にスレッドカッティングねじ、スレッドフォーミングねじ及びスペーススレッドねじを用いてもよい。	
				28.4	28.4 機器の異なった部分相互間の機械的接続に用いるねじ及びナットを、電気的接続部又は接地導通を行う接続部としても用いる場合、それらに緩み止めを施さなければならない。	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	該当 非該当	箇条 11	箇条 11 温度上昇（全細分箇条を含む） モータ巻線、配線及び巻線以外の絶縁物	
				13.1	13.1 動作温度において機器の漏えい電流は、過度にはならず、かつ、機器は十分な耐電圧性能をもっていなければならない。	
				13.3	13.3 機器を電源から遮断し、絶縁部に対して耐電圧試験中、絶縁破壊が生じてはならない。	
				箇条 14	箇条 14 過渡過電圧 機器は、発生する可能性がある過渡過電圧に耐えなければならない。	
				箇条 15	箇条 15 耐湿性等（全細分箇条を含む）	
				16.1	16.1 機器の漏えい電流は過大であってはならず、かつ、その耐電圧強度は適切でなければならない。	
				16.3	16.3 16.2 の試験を行った直後に、絶縁部分に耐電圧試験	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				<p>箇条 17 中、絶縁破壊が生じてはならない。</p> <p>箇条 17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護 変圧器から電源の供給を受ける回路をもつ機器は、通常使用時に生じる短絡においても、変圧器の巻線は表 8 に規定する値以下でなければならない。</p> <p>箇条 19 異常運転 異常運転試験において、絶縁物の温度上昇は表 9 に規定する値を超えてはならない。</p> <p>19.7 19.7 回転子又は運動部を拘束状態にして、機器を運転したとき、巻線の温度は、表 8 に規定する値を超えてはならない。</p> <p>19.9 19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータをもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、過負荷運転試験を行い、試験中、巻線の温度は、耐熱クラスに応じた規定の値を超えてはならない。</p> <p>22.1 22.1 機器に IP コードに基づく最初の数字を表示している場合、JIS C 0920 の関連要求事項に適合しなければならない。</p> <p>22.6 22.6 機器は、冷たい面の上で結露するおそれがある水、又は機器の容器、ホース、カップリングその他これに類するものから漏れるおそれがある液体によって、その電気絶縁が影響を受けない構造でなければならない。</p>		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				22.9	22.9 機器は、絶縁部、内部配線、巻線、整流子、スリップリングなどの部分が油、グリース又は同様な物質にさらされることがない構造でなければならない。	
				22.26	22.26 クラス III 構造をもつ機器は、安全特別低電圧（SELV）で動作する部分とその他の充電部との間の絶縁部が、二重絶縁又は強化絶縁の要求に適合する構造でなければならない。	
				22.27	22.27 保護インピーダンスを通して接続する部分は、二重絶縁又は強化絶縁によって絶縁しなければならない。	
				22.28	22.28 通常使用時にガス管又は主給水管に接続するクラス II 機器の場合、ガス管に導電的に接続する金属部又は水に接触する金属部は、二重絶縁又は強化絶縁によって、充電部から絶縁しなければならない。	
				22.31	22.31 沿面距離及び空間距離は摩耗の結果、箇条 29 に規定する値未満に減少してはならない。付加絶縁及び強化絶縁部については、電線、ねじ、ナット、ばねなどの部分が緩んだり、脱落したりした場合に、充電部と可触部分との間の空間距離及び沿面距離が付加絶縁の値未満に減少してはならない。	
				23.4	23.4 裸の内部配線は、通常使用時に、沿面距離及び空間距離が箇条 29 に規定する値未満に減少しないような硬さであり、かつ、確実に固定しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				25.4 25.12 25.20 26.3 箇条 29	25.4 電線管入口、ケーブル入口及びロックアウトは、電線管又は電線を接続しても、沿面距離及び空間距離が箇条 29 の規定値未満に減少しない構造又は配置にしなければならない。 25.12 電源コードを外郭の一部に成型する（埋め込む）場合、電源コードの絶縁が損傷してはならない。 25.20Y 形取付け及び Z 形取付けの場合、電源コードの絶縁導体は、クラス 0、クラス 0I 及びクラス I 機器は基礎絶縁によって、また、クラス II 機器は付加絶縁によって、可触金属部から更に絶縁しなければならない。 26.3 端子は、電線の締付部を締め付けたり緩めたりした場合に、次のように固定していなければならない。 － 沿面距離及び空間距離が箇条 29 に規定する値未満にならない。 箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁（全細分箇条を含む） 機器は、受ける可能性がある電気的ストレスに耐えるのに適した空間距離、沿面距離及び固体絶縁をもつ構造でなければならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採	該当 非該当	箇条 11 箇条 19	箇条 11 温度上昇（全細分箇条を含む） 木材一般、油に接触する部分 箇条 19 異常運転	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き		用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。		19.15A 22.1 30.2	異常運転試験において、炎、危険な量の可燃性のガスが機器から漏れてはならない。 19.15A 消費電力を調整するために電源に接続する整流器を並列接続する電熱機器の場合は、1 個の整流器を開放した状態で異状があってはならない。 22.1 機器に IP コードに基づく最初の数字を表示している場合、JIS C 0920 の関連要求事項に適合しなければならない。 30.2 (全細分箇条を含む) 非金属製の部分は、十分な耐着火性及び耐延焼性をもっていなければならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	箇条 11 箇条 19 22.13	箇条 11 温度上昇 (全細分箇条を含む) 通常使用時に継続して手で保持する部分 箇条 19 異常運転 異常運転試験において、熔融金属が機器から漏れてはならない。 22.13 通常使用状態でハンドルをつかんだときに、表 3 の“通常使用時に短時間だけ保持するハンドル”についての規定値を超える温度上昇部分と、操作者の手との間で接触のおそれがない構造でなければならない。	
第十一 条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等に	該当 非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転 異常運転試験後においても、機器が依然運転可能な場合	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き		よって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。		20.1	は、機器の運動部は、通常使用時に人体を傷害から適切に保護するように配置されているか、又は外郭で囲ってなければならない。 20.1 固定形でなく、かつ、手持形でもない機器で、床上又は卓上で用いる機器は、十分な安定性をもっていなければならない。	
				20.2	20.2 機器の使用と運転とが両立する限り、機器の運動部は、通常使用時に人体を傷害から適切に保護するように配置されているか、又は外郭で囲ってなければならない。	
				22.1	22.1 機器に IP コードに基づく最初の数字を表示している場合、JIS C 0920 の関連要求事項に適合しなければならない。	
				22.14	22.14 機器には、通常使用時又は使用者による保守の際に危険を及ぼすおそれがある凹凸のある角又は鋭い角があってはならない。	
				22.15	22.15 可とうコード用の巻付けフックその他これに類するものは滑らかであり、かつ、面取りを十分施していなければならない。	
				23.1	23.1 配線路は、滑らかでなければならない、かつ、とがった角があってはならない。	
				23.2	23.2 充電電線にかぶ(被)せたビーズ及び磁器製の絶縁物は、その位置が変わらないようにするため又はとがった角	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き				25.9 25.13	に当たらないようにするため、固定するか又は適切な位置にあるようにしなければならない。 25.9 電源コードは、機器のとがった部分又はとがった角に接触してはならない。 25.13 コード引込部の開口は、電源コードの被覆及びシースに損傷の危険がない構造でなければならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	箇条 19 19.10 20.2 21.1 21.2 22.3	箇条 19 異常運転 異常運転試験後においても、保護外郭、ガードその他これに類するものは、十分な機械的強度をもっていなければならない。 19.10 直巻モータをもつ機器は、最も軽い負荷をかけて、運転したとき、部品が機器から飛び出してはならない。 20.2 保護外郭、ガードその他これに類するものは、着脱できない部分であって、かつ、十分な機械的強度をもっていなければならない。 21.1 機器は、十分な機械的強度をもっており、通常使用時に予想される手荒な扱いに耐えるような構造でなければならない。 21.2 固体絶縁の可触部分は、鋭い器具による貫通を防止できるだけの十分な強度がなければならない。 22.3 コンセントに直接差し込むためのピン(平刃を含む。)をもつ機器は、コンセントに過度の張力を加えるものであ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				22.4	<p>ってはならない。</p> <p>22.4 液体を加熱する機器及び過度の振動を発生する機器は、コンセントに直接差し込むピンを備えていてはならない。</p>	
				22.7	<p>22.7 通常使用時に液体若しくは気体を入れる機器又は水蒸気発生装置をもつ機器は、過度の圧力が加わることによって生じる危険に対する十分な安全措置を講じていなければならない。</p>	
				22.8	<p>22.8 工具を用いずに触れることができ、かつ、通常使用時に清掃する可能性がある仕切空間をもつ機器の場合は、清掃中電気接続部に引張力が加わらない構造でなければならない。</p>	
				22.11	<p>22.11 充電部、湿気又は運動部への接触に対する保護のための着脱できない部分は、確実な方法で取り付けるとともに、通常使用時に生じる機械的応力に耐えなければならない。</p>	
				22.12	<p>22.12 ハンドル、ノブ、グリップ、レバーその他これに類するものが緩んだ結果、危険を引き起こす場合は、通常使用時に緩むことがない確実な方法で取り付けなければならない。</p>	
				22.45	<p>22.45 空気を強化絶縁として用いている場合、機器は外郭に加えられた外力による変形のため、空間距離が 29.1.3</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				23.3	の規定値未満に減少しない構造でなければならない。 23.3 電気接続部及び内部導体（接地用のものを含む。）に過大な応力が加わってはならない。	
				25.15	25.15 電源コード付きの機器，及び可とうコードによって固定配線に恒久的に接続することを意図した機器は，コード止めをもっていなければならない。コード又は機器の内部が損傷を受ける程度まで，コードを機器の中に押し込むことができてはならない。	
				25.22	25.22 機器用インレットは，次によらなければならない。 - 機器用インレットは，コネクタを挿入及び取外しした場合に，端子のはんだ付け部に機械的応力が加わらない構造でなければならない。	
				26.3	26.3X 形取付け用端子及び固定配線の電線への接続用端子は，金属表面の間で十分な接触圧力で締め付けるが導体を損傷させないような構造でなければならない。	
				26.10	26.10 ねじ締め形端子及びねじなし端子は，平行平行金糸コードの接続に用いてはならない。ただし，導体端部にねじ端子とともに用いるのに適した手段を講じている場合、接続部に 5 N の引張力を加えたとき，この規格に適合しなくなるような損傷があってはならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体	該当 非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転 異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器か	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二 条続き	傷の防止	に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。		22.22 22.23 22.41 箇条 32	ら漏れてはならない。 22.22 機器は、アスベストを含んではならない。 22.23 機器には、ポリ塩化ビフェニル (PCB) を含んだ油を用いてはならない。 22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。 箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性機器は、通常使用中の動作による毒性その他これに類する危険性があってはならない。	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当	箇条 32	箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性機器は、有害な放射線を発生してはならない。	
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	19.7 19.9 22.40	19.7 人がついていない状態で運転する機器は、回転子又は運動部を拘束して、定常状態に達するまで運転したとき、巻線の温度は、表 8 に規定する値を超えてはならない。 19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータをもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、過負荷運転試験を行い、試験中、巻線の温度は、耐熱クラスに応じた規定の値を超えてはならない。 22.40 遠隔操作の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。このスイッチ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条 条続き				22.49 30.2 30.2.3	<p>の操作部は、容易に視認でき、触れることができないしなければならない。</p> <p>22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。</p> <p>30.2 遠隔操作の機器は、人の注意が行き届かない状態で動作する機器とみなし、30.2.3 の試験を行う。</p> <p>30.2.3 人の注意が行き届かない状態で動作する機器については、30.2.3.1 及び 30.2.3.2 に規定する試験を行う。</p>	
第十五条 第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	箇条 19	<p>箇条 19 異常運転</p> <p>異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。</p>	
第十五条 第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	箇条 19 19.11.4.8	<p>箇条 19 異常運転</p> <p>異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。</p> <p>正しく機能するためにプログラマブル部品に依存した電子回路を組み込んでいる機器には、電源電圧ディップによる動作の中断後の動作サイクルにおいて、任意の時点での再始動が危険をもたらす場合、19.11.4.8 の試験を実施する。</p> <p>19.11.4.8 機器は、動作サイクルの電圧減少が発生した時点から発生前と同様に通常どおりに動作を続けるか、又はそれを再始動するために手動操作が必要でなければならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第2項 続き				20.2 22.10	い。 20.2 自己復帰形温度過昇防止装置及び過負荷保護装置が何かの拍子に閉状態になった場合に、それが危険を引き起こす引き金となってはならない。 22.10 機器に内蔵する自動開閉装置の動作によって、電圧維持下の非自己復帰形温度過昇防止装置が復帰してはならない。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	箇条 9 箇条 19	箇条 9 モータ駆動機器の始動 必要な場合には、第 2 部の個別製品規格で要求事項及び試験方法を規定する。 箇条 19 異常運転 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当	箇条 10 箇条 17	箇条 10 入力及び電流（全細分箇条を含む） 機器に定格入力が表示されている場合、通常動作温度における入力は、入力の許容値を超える差があってはならない。 機器に定格電流が表示されている場合、通常動作温度における電流は、電流の許容値を超える差があってはならない。 箇条 17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護 変圧器から電源の供給を受ける回路をもつ機器は、通常使	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六 条続き				<p>用時に生じやすい短絡によって、変圧器の内部又は変圧器に接続した回路の温度が過度にならない構造でなければならない。</p> <p>箇条 19 異常運転 異常運転試験において、適切なヒューズを作動させることによって、故障状態の下での機器の安全性を確保する場合は、19.12 の試験を行う。</p> <p>19.12 故障状態の間、機器の安全性がヒューズの作動に依存する場合は、そのミニチュアヒューズの代わりに電流計を用いて試験を繰り返す。測定した電流値に応じて次のようにする。</p> <p>－ ヒューズの定格電流の 2.75 倍以上の場合、その回路は保護が十分であるとみなす。</p> <p>25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、表 11 に規定する値以上の公称断面積をもつものでなければならない。</p> <p>25.23 相互接続コードの導体の断面積は、箇条 11 の試験のときに導体に流れる最大電流に基づいて決め、機器の定格電流にはよらない。</p> <p>26.6 X 形取付け用端子及び固定配線へのケーブルの接続用端子には、表 13 に規定する公称断面積をもつ導体のう</p>		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六条続き					ちのいずれかを接続できなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当	箇条 19 19.11.4	箇条 19 異常運転 異常運転試験において、電子的遮断によって、OFF 位置を得る装置又は機器を待機モードに置くことができる装置をもつ機器には、19.11.4 の試験を実施する。 19.11.4 保護電子回路を組み込んでいる機器は、イミュニティ試験を実施する。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当	7.4 7.14 7.15 22.51	7.4 機器が異なった定格電圧に調節できる場合、調節済みの電圧が明確に判別できなければならない。 7.14 この規格で要求する表示は、容易に判読でき、かつ、耐久性があるものでなければならない。 7.15 7.1-7.5 に規定する表示は、機器の主要部上に行わなければならない。 機器上の表示は、機器の外側から、ただし、必要な場合にはカバーを取り外した後、明確に識別できるものでなければならない。 22.51 機器上には、機器が遠隔操作用に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第1部：通則

技術基準			該当 非該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機 電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	該当 非該当	-	-	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p>	該当 非該当	-	-	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2号 続き		(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当	-	-	同上
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年	該当 非該当	-	-	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-1:2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十 条第4号 続き		(ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨				

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-16：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-16 部：食品くずディスポーザの個別要求事項

技術基準			該当 非該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当		JIS C 9335-1 (以下、第 1 部) の第二条第 1 項に該当する規定による。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	20.102 22.101 22.102 22.103 22.104	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 20.102 食品くずは、入口開口部から放出してはならない。 22.101 機器は 保護装置を組み込まなければならない。 22.102 保護装置のリセットボタンは、くぼみに入れるか、又は別の方法で保護しなければならない。 22.103 機器の構造は、ガード及び供給室が清掃できるような構造とする。 22.104 粉碎室の表面材料は、機械的破損及び食物くずによる破壊作用に耐えなければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	20.101 22.101 22.102	第 1 部の第三条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 20.101 入口開口部のカバーは、カバーが閉じているときだけ、機器を動作させるようなインタロック機能をもっていなければならない。 22.101 機器は 保護装置を組み込まなければならない。 22.102 保護装置のリセットボタンは、くぼみに入れる	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-16：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-16 部：食品くずディスポーザの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第1項続 き				24.101	か、又は別の方法で保護しなければならない。機器は、棒を当てることによって保護装置の動作を妨げてはならない。また、自動的にリセットしてはならない。 24.101 箇条 19 に適合させるために用いる連続供給形の機器に組み込む温度過昇防止装置及び保護装置は、非自己復帰形とする。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	該当 非該当	7.12.1	第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次による。 7.12.1 取扱説明書には、リセットボタン及び逆転スイッチをすぐに操作できるような状態に機器を据え付けなければならない旨を記載しなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当		第1部の第四条に該当する規定による。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	6.1	第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 6.1 機器は、感電に対する保護に関してクラス0以外でなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び	該当 非該当		第1部の第六条に該当する規定による。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-16：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-16 部：食品くずディスポーザの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 の続き	の使用	材料が使用されるものとする。				
第七条 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当		第1部の第七条第1号に該当する規定による。	
第七条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	該当 非該当		第1部の第七条第2号に該当する規定による。	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	該当 非該当	15.2	第1部の第八条に該当する規定によるほか、次による。 15.2 機器は、排出口を閉塞することによって、それらの電気絶縁に影響を与えないような構造とする。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当		第1部の第九条に該当する規定による。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当		第1部の第十条に該当する規定による。	
第十一	機械的危険源に	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転	該当		第1部の第十一条第1項に該当する規定によるほか、	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-16：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-16 部：食品くずディスポーザの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条第 1 項	よる危害の防止	倒,可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし,又は物件に損傷を与えるおそれがないように,適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	非該当	20.101 20.102	次による。 20.101 入口開口部のカバーは,カバーが閉じているときだけ,機器を動作させるようなインタロック機能をもっていなければならない。 20.102 食品くずは,入口開口部から放出してはならない。	
第 十 一 条第 2 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には,通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし,又は物件に損傷を与えるおそれがないように,必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	20.2 22.104	第 1 部の第十一条第 2 項に該当する規定によるほか,次による。 20.2 試験中及び試験後,検査プローブを 50 N の力でカバーに対して垂直方向に当てたとき,カバーが開いてはならない。 22.104 粉碎室の表面材料は,機械的破損及び食物くずによる破壊作用に耐えなければならない。	
第 十 二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は,当該電気用品に含まれる化学物質が流出し,又は溶出することにより,人体に危害を及ぼし,又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当		第 1 部の第十二条に該当する規定による。	
第 十 三 条	電気用品から発生される電磁波による危害の防止	電気用品は,人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が,外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当		第 1 部の第十三条に該当する規定による。	
第 十 四 条	使用方法を考慮	電気用品は,当該電気用品に通常想定される無監視状	該当		第 1 部の第十四条に該当する規定による。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-16：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-16 部：食品くずディスポーザの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条	した安全設計	態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	非該当			
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	24.101	第1部の第十五条第1項に該当する規定によるほか、次による。 24.101 箇条 19 に適合させるために連続供給形機器の中に組み込む温度過昇防止装置及び保護装置は、非自己復帰形とする。	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当		第1部の第十五条第2項に該当する規定による。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	急停止による危険はないと思われるため、本条項に対しては、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、	該当 非該当		第1部の第十六条に該当する規定による。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-16：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-16 部：食品くずディスポーザの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六条続き		回路が異常な電流に耐えることができるものとする。				
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当		第 1 部の第十七条に該当する規定による。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当		第 1 部の第十九条に該当する規定による。	
第二十条第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法	該当 非該当	-	-	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-16：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-16 部：食品くずディスポーザの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1号 続き		(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三 第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第2号	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	二 電気冷房機(産業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当	-	-	同上
第二十条第3号	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年	該当 非該当	-	-	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-16：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-16 部：食品くずディスポーザの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3号 続き		(ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当	-	-	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29：2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当		JIS C 9335-1 (以下、第 1 部) の第二条第 1 項に該当する規定による。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	22.102 22.103	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 22.102 直流分電盤から給電する各出力回路には、過負荷保護装置を組み込まなくてはならない。 22.103 トレーラハウス及び類似の車両の中に据え付けるバッテリーチャージャは、支持台に確実に固定できる構造とする。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	19.101 19.102 19.103 22.102	第 1 部の第三条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 19.101 通常時働く制御装置の短絡試験の追加 19.102 バッテリーの逆接続試験の追加 19.103 直流分電盤と組み合わせたバッテリーチャージャの過電流試験の追加 22.102 直流分電盤から給電する各出力回路には、過負荷保護装置を組み込まなくてはならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及	該当 非該当	箇条 7	第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示 及び取扱説明又は据付説明 7.14 及び 7.15	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29：2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項続き		び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。		7.1 7.12	を除き、全細分箇条を含む) 7.1 バッテリーチャージャには、出力が 20VA 以上であり、かつ、鉛蓄電池用バッテリーチャージャの場合に限り次の事項を表示する。 - 警告 - 爆発性ガスあり。火炎及び火花の禁止。充電中、十分な換気を行う。 7.12 取扱説明書は、次の趣旨を記載しなければならない。 - 鉛蓄電池用バッテリーチャージャは、バッテリーを充電中十分に換気できる場所に置かなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当		第 1 部の第四条に該当する規定による。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	7.1 7.12	第 1 部の第五条に該当する規定によるほか 次による。 7.1 バッテリーチャージャには、出力が 20VA 以上の場合は、次の事項を表示しなければならない。 - “室内用” 又は “雨にさらしてはならない。” 7.12 取扱説明書には、次の趣旨を記載しなければならない。 - 鉛蓄電池用バッテリーチャージャは、バッテリーを充電	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29：2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五 条 続 き				7.12.1 21.102 22.103 附属書 AA	中十分に換気できる場所に置かなければならない。 7.12.1 トレーラハウス及び類似の車両の中に据え付けるためのバッテリーチャージャの取扱説明書には、主電源に接続していることを記載しなければならない。 21.102 トレーラハウス又は類似の車両の中に据え付けるバッテリーチャージャは、それらに加わるおそれがある振動に耐えなければならない。 22.103 トレーラハウス及び類似の車両の中に据え付けるバッテリーチャージャは、支持台に確実に固定できる構造とする。 附属書 AA (規定) 子供が用いるバッテリーチャージャについて規定している。	
第六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当	25.7	第1部の第六条に該当する規定によるほか 次による。 25.7 天然ゴムの電源コードは、自動車用バッテリーを充電するためのバッテリーチャージャに用いてはならない。	
第七 条 第1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要	該当 非該当		第1部の第七条第1号に該当する規定による。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29：2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七 条 第 1 号続 き		に依じて、接近に対しても適切に保護すること。				
第七 条 第 2 号	感電に対する保 護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制 されていること。	該当 非該当	10.101	第 1 部の第七 条第 2 号に該当する規定によるほか、次 による。 10.101 無負荷出力電圧は、42.4V を超えてはならない。	
第八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれ がある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況 に依り、絶縁性能が保たれるものとする。	該当 非該当		第 1 部の第八 条に該当する規定による。	
第九 条	火災の危険源か らの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又 は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する 温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の 使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当		第 1 部の第九 条に該当する規定による。	
第十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害 を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が 容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設 計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当		第 1 部の第十 条に該当する規定による。	
第十 一 条第 1 項	機械的危険源に よる危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転 倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危 害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよ うに、適切な設計その他の措置が講じられるものとす	該当 非該当		第 1 部の第十一 条第 1 項に該当する規定による。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29：2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き		る。				
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	19.13 21.101 21.102	第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次による。 19.13 異常運転の適否判定 バッテリーは、破裂してはならない。 21.101 質量 5kg 以下の、埋込形以外のバッテリーチャージャは落下試験に耐えなければならない。 21.102 トレーラハウス及び類似の車両内に据え付けるバッテリーチャージャは、それらに加わるおそれがある振動に耐えなければならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当		第1部の第十二条に該当する規定による。	
第十三 条	電気用品から発生される電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当		第1部の第十三条に該当する規定による。	
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物	該当 非該当		第1部の第十四条に該当する規定による。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29：2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条続き		件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。				
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当		第1部の第十五条第1項に該当する規定による。	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当		第1部の第十五条第2項に該当する規定による。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	急停止による危険はないと思われるため、本条項に対しては、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当	10.102	第1部の第十六条に該当する規定によるほか、次による。 10.102 出力電流の算術平均値は、定格直流出力電流の+10%を超えてはならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造である	該当 非該当		第1部の第十七条に該当する規定による。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29：2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七条続き		ものとする。				
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当		第1部の第十九条に該当する規定による。	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）	該当 非該当	-	-	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29：2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1号 続き		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	該当 非該当	-	-	同上
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある</p>	該当 非該当	-	-	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29：2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3号 続き		旨				
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り，産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<p>該当</p> <p>非該当</p>	-	-	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-29：2014 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

白 紙

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-49：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-49 部：食品及び容器類用保温式業務用電気機器の個別要求事項

技術基準			該当 非該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当		JIS C 9335-1 (以下、第 1 部) の第二条第 1 項に該当する規定による。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	22.15 22.103 22.104 25.3	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 22.15 食品又はその他の負荷を運ぶ機器は、運搬時に電源コードが損傷を受けないように適切な保護手段を備えていなければならない。 22.103 車輪又は類似の手段を備える機器は、機器を固定しているとき効果的にロックする手段を備えていなければならない。 22.104 可搬形機器は、底面に小さな物体が侵入し充電部に接触するような開口部がない構造でなければならない 25.3 固定形機器、及び 40 kg を超える質量があり、ローラ、キャスト又は類似の手段を備えていない据置形機器は、製造業者の据付説明書によって据え付けた後に、電源コードが接続できる構造でなければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する	該当 非該当		第 1 部の第三条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-49：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-49 部：食品及び容器類用保温式業務用電気機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第1項続 き		安全機能を有するよう設計されるものとする。		19.101 19.102 22.101 22.103	19.101 誘導加熱源を内蔵する機器は、制御装置又は回路構成部品の誤作動又は感電等のリスクを未然に防止できるような構造でなければならない。 19.102 誘導加熱源を内蔵する機器は、コイルキャリア上にある金属の小片によって、コイルキャリアの巻線温度が、表 8 に規定する値を超えない構造又はコイルキャリアの絶縁部に損傷を与えない構造でなければならない。 22.101 三相機器の場合、発熱体を伴う回路を保護する温度過昇防止装置、及び不意に始動することが危険を引き起こす可能性があるモータの温度過昇防止装置は、非自己復帰形のトリップフリーのもので、かつ、電源から全極を遮断するものでなければならない。 22.103 車輪又は類似の手段を備える機器は、機器を固定しているとき効果的にロックする手段を備えていなければならない。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるもの	該当 非該当	7.12.1	第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次による。 7.12.1 機器には、据付けのときに必要な注意点の詳細を記載した取扱説明書又は据付説明書を備えていなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-49：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-49 部：食品及び容器類用保温式業務用電気機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項続き		とする。		7.12.4	7.12.4 種々の機器を操作する個別の制御盤をもつ埋込形機器の据付説明書には、起こり得る危険を回避するために、制御盤を指定する機器だけと接続することを明記しなければならない。	
				7.101	7.101 等電位接続端子は、IEC 60417 の記号 5021 によって表示しなければならない。	
				7.102	7.102 旋回式放射放熱器が隣接区域又は機器の上まで旋回する可能性がある場合、使用説明書及び据付説明書にその範囲を記載しなければならない。	
				22.102	22.102 危険、警告又は類似の状況を示すための、照明、スイッチ又は押しボタンは、赤でなければならない。	
				22.105	22.105 誘導加熱源には、制御装置が“ON”位置にあることを示す適切な視覚的又は聴覚的な警告をもたなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当	23.3	第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。 23.3 自動温度調節器のキャピラリチューブが、通常使用時に屈曲を受ける可能性がある場合は、屈曲試験に耐えなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適	該当 非該当	6.1	第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 6.1 機器は、感電に対する保護に関して、クラス0Ⅱ又はクラスⅠのいずれかでなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-49：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-49 部：食品及び容器類用保温式業務用電気機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続き		切な表示をされているものとする。		6.2 7.12	6.2 卓上での使用を意図する機器は IPX3 以上、その他の機器は IPX4 以上でなければならない。 7.12 誘導加熱源を内蔵する機器の取扱説明書には、心臓ペースメーカを使用している使用者は、製造業者へ相談することが望ましい旨、記載しなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当	25.7	第 1 部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 25.7 この規格の適合範囲である機器の電源コードは、オーディナリークロロレン又はその他の合成エラストマーシース付コードと同等以上の特性をもつ耐油性の可とう被覆ケーブルでなければならない。	
第七条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当	19.101 22.104	第 1 部の第七条第 1 号に該当する規定によるほか、次による。 19.101 誘導加熱源を内蔵する機器は、制御装置又は回路構成部品の誤作動又は欠陥が発生した場合に、火災の危険、機械的危険又は感電の危険をできるだけ未然に防止できる構造でなければならない。 22.104 可搬形機器は、小さな物体が侵入し充電部に触れるような底面の開口部がない構造でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-49：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-49 部：食品及び容器類用保温式業務用電気機器の個別要求事項

技術基準			該当 非該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七 条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	該当 非該当	27.2	第1部の第七条第2号に該当する規定によるほか、次による。 27.2 据置形機器で、外部の等電位導体を接続するための端子を備える場合は、この端子は、機器に固定する全ての露出金属部分と有効に電氣的接触をしていなければならない。	
第八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	該当 非該当	15.2 15.101 箇条 19 19.102	第1部の第八条に該当する規定によるほか、次による。 15.2 機器は、通常動作状態の下で、液体のこぼれによって機器の電気絶縁に影響を及ぼさないような構造でなければならない。 15.101 水を満たしたり、清掃したりするために水栓を備えている機器は、水栓からの水が充電部に接触しないような構造でなければならない。 箇条 19 異常運転（全細分箇条を含む） 19.102 誘導加熱源を内蔵する機器は、コイルキャリア上に置いた金属の薄片によって、コイルキャリアの巻線温度が、表 8 に規定する値を超えない構造又はコイルキャリアの絶縁部に損傷を与えない構造でなければならない。	
第九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する	該当 非該当	19.101	第1部の第九条に該当する規定によるほか、次による。 19.101 誘導加熱源を内蔵する機器は、制御装置又は回	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-49：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-49 部：食品及び容器類用保温式業務用電気機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九 条 続き		温度に達しない構造の採用，難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。			路構成部品の誤作動又は欠陥が発生した場合に，火災，機械的危険源又は感電等のリスクを未然に防止できるような構造でなければならない。	
第十 条	火傷の防止	電気用品には，通常の使用状態において，人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと，発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当		第 1 部の第十条に該当する規定による。	
第十 一 条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には，それ自体が有する不安定性による転倒，可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	20.1 20.2 20.101 22.15 22.103	第 1 部の第十一条第 1 項に該当する規定によるほか，次による。 20.1 機器は，傾いてはならない。 20.2 機器のモータ及びファンの組立品の可動部分は，ドアが開いていてもファンモータが動作できる場合，清掃を含む通常使用時に，傷害に対して十分に保護するように配置又はカバーをしていなければならない。 ファンの可動部分は，接触できてはならない。 20.101 モータ及びファンの組立品に取り付けるガードは，着脱できる部品となってはならない。 22.15 食品又はその他の負荷を運ぶ機器は，運搬時に電源コードが損傷を受けないように適切な保護手段を備えていなければならない。 22.103 車輪又は類似の手段を備えている機器は，機	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-49：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-49 部：食品及び容器類用保温式業務用電気機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き					器が固定しているとき効果的にロックする手段を備えていなければならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当		第1部の第十一条第2項に該当する規定による。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当		第1部の第十二条に該当する規定による。	
第十三 条	電気用品から発生される電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当		第1部の第十三条に該当する規定による。	
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当		第1部の第十四条に該当する規定による。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-49：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-49 部：食品及び容器類用保温式業務用電気機器の個別要求事項

技術基準			該当 非該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第1項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，不意な始動によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	22.101	第1部の第十五条第1項に該当する規定によるほか、次による。 22.101 不意に始動することが危険を引き起こす可能性があるモータの温度過昇防止装置は，非自己復帰形のトリップフリーのもので，かつ，関連する電源から全極を遮断するものでなければならない。	
第十五条第2項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，動作が中断し，又は停止したときは，再始動によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当		第1部の第十五条第2項に該当する規定による。	
第十五条第3項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	箇条9	第1部の第十五条第3項に該当する規定によるほか、次による。 箇条9 モータ駆動機器の始動 冷却ファンモータは，使用中に起こり得る全ての電圧状態の下で停止してはならない。	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は，当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し，異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに，安全装置が作動するまでの間，回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当	10.1	第1部の第十六条に該当する規定によるほか、次による。 10.1 誘導加熱源をもたない機器の定格電圧及び公称運転温度における入力は，定格入力から，表1に規定する許容値を超える差があってはならない。 誘導加熱源だけをもつ機器の定格電圧及び公称運転温度における入力は，定格入力の10%を超えてはなら	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-49：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-49 部：食品及び容器類用保温式業務用電気機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六条続き					ない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当		第 1 部の第十七条に該当する規定による。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四百号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当	7.103 7.104 7.105	第 1 部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 7.103 温度上昇が箇条 11 の試験中に 65 K を超える場合、機器に隣接する放射放熱器の食品保温区域には永久的に消えない方法で表示しなければならない。 7.104 放射放熱器ケースの使用者に接する側面（表側）には、IEC 60417 の記号 5041 を容易に消えない方法で表示しなければならない。 7.105 誘導性トレーの中の誘導性容器類を置く部分には、適切な設計によって容易に消えない方法で表示しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-49：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-49 部：食品及び容器類用保温式業務用電気機器の個別要求事項

技術基準			該当 非該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	該当 非該当	-	-	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経</p>	該当 非該当	-	-	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-49：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-49 部：食品及び容器類用保温式業務用電気機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2号 続き		年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り，産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当	-	-	同上
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り，産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経	該当 非該当	-	-	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-49：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-49 部：食品及び容器類用保温式業務用電気機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十 条第4号 き		年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある 旨				

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-53：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-53 部：サウナ用電熱器具及び赤外線キャビンの個別要求事項

技術基準			該当 非該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当		JIS C 9335-1 (以下、第 1 部) の第二条第 1 項に該当する規定による。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	箇条 22 25.1	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 (全細分箇条を含む) 25.1 組立式サウナには、機器用インレットを用いてはならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	箇条 19 22.105 22.107 22.108 24.101	第 1 部の第三条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 19 異常運転 (全細分箇条を含む) 22.105 複数のサウナ用電熱器及び赤外線発生器で構成される場合、それらを近接でき、共通の制御装置及び保護装置によって制御できなければならない。 22.107 自動温度調節器及び温度過昇防止装置の接点及び感知素子は、相互に独立して作動しなければならない。 22.108 サウナの扉を開くと遠隔操作待機モードが解除されるようなインタロックを設けなければならない。 24.101 温度過昇防止装置は、非自己復帰形のものであ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-53：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-53 部：サウナ用電熱器具及び赤外線キャビンの個別要求事項

技術基準			該当 非該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当		第1部の第四条に該当する規定による。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	6.1 6.2 7.12	<p>第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>6.1 機器は、感電に対する保護に関してクラス 0 以外でなければならない。</p> <p>6.2 サウナ用電熱装置に水をかけることを意図していない場合であって、かつ、“ヒータに直接水をかけてはならない”旨の警告ラベルを使用者が見やすい箇所に表示してあるものは、IPX2 以上を適用する。ただし表示のないものは、次を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - サウナルームの中に取り付けるように意図した機器、制御装置、保護装置及び制御盤は、IPX4 以上 <p>7.12 赤外線発生器の取扱説明書には、次の内容を含まなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 心臓血管疾患を患う人のような高体温に対するリスクをもつ人は、赤外線加温キャビンを使用する前に医師に相談することが望ましい。 - 熱痛覚不全症を患う人、又はアルコール若しくは精神安定剤の影響の下にある人は、赤外線加温キャ 	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-53：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-53 部：サウナ用電熱器具及び赤外線キャビンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五 条 続 続					ピンを使用しないことが望ましい。	
第六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当	22.39 22.109 24.102 25.7	第 1 部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 22.39 赤外線発生器の電熱ランプのためのランプホルダの絶縁部品は、セラミック製でなければならない。 22.109 ガラス製、セラミック製又は類似の材料のパネルは熱衝撃に耐えなければならない。 24.102 サウナルーム内に取り付ける自動温度調節器及び温度過昇防止装置並びに組立式サウナの照明器具の絶縁物は、箇条 11 の試験中に測定した最高温度又は 125 のいずれが高い方の温度での使用に適さなければならない。 25.7 電源コードは、ポリクロロプレン被膜で、かつ、ヘビークロロプレン可とうケーブルと同等以上の特性のものでなければならない。	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当	22.109	第 1 部の第七条第 1 号に該当する規定によるほか、次による。 22.109 パネルが可触部分で充電部に直接接触する場合、そのパネルは熱衝撃に耐えなければならない。	
第七 条	感電に対する保	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制	該当		第 1 部の第七条第 2 号に該当する規定による。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-53：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-53 部：サウナ用電熱器具及び赤外線キャビンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 2 号	護	されていること。	非該当			
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	該当 非該当	22.7	第 1 部の第八条に該当する規定によるほか、次による。 22.7 蒸気発生装置から蒸気を放出する場合は、電氣的絶縁は影響を受けてはならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	19.101 19.102 19.103 19.104	第 1 部の第九条に該当する規定によるほか、次による。 19.101 ウールのブランケットを電熱器の前面全体に垂れ下げるように置く異常試験時に、電熱器の表面温度上昇が 180K 以下でなければならない。 19.102 くぼんだ場所に設置することを意図した、サウナルームの壁に空気吹き出し口をもつサウナ用電熱機器に関して、空気吹き出し口を覆う異常試験時に、帯片の温度上昇が 150K 以下でなければならない。 19.103 赤外線発生器において、綿を防火用衝立又は加熱面の中央部に対して置く異常試験時に、綿が試験開始から 10 秒以内にくすぶり又は着火してはならない。 19.104 サウナ用電熱器のドアを開けたまま 90 に維持する異常試験時に、サウナルームの壁、天井及び床並びに木製の棒の温度は、140 以下でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-53：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-53 部：サウナ用電熱器具及び赤外線キャビンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	22.7 22.33	第1部の第十条に該当する規定によるほか、次による。 22.7 蒸気発生装置が蒸気を放出する場合は、使用者を危険にさらすことがあってはならない。 22.33 機器の構造は、蒸気又は温水出口との直接接触を防ぐものでなければならない。	
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	21.102 22.101	第1部の第十一条第1項に該当する規定によるほか、次による。 21.102 サウナ用電熱器及び赤外線発生器の天井取付け用懸架手段は、十分な強度をもたなければならない。 22.101 壁取付け用のサウナ用電熱器の壁への固定手段は、十分な機械的強度をもっていなければならない。	
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	21.101	第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次による。 21.101 防火用のつuitateは、十分な強度をもっていなければならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当		第1部の第十二条に該当する規定による。	
第十三条	電気用品から発	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波	該当		第1部の第十三条に該当する規定によるほか、次によ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-53：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-53 部：サウナ用電熱器具及び赤外線キャビンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条	せられる電磁波による危害の防止	が、外部に発生しないように措置されているものとする。	非該当	32.101	る。 32.101 組立式赤外線キャビン内の赤外線発生器の放射照度は、 $1000\text{W}/\text{m}^2$ を超えてはならない。	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	22.103 22.108	第1部の第十四条に該当する規定によるほか、次による。 22.103 公衆サウナに設置しない機器は、タイマを備えなければならない。 22.108 サウナの扉を開くと、遠隔操作待機モードが解除されるようなインタロックをもっていなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当		第1部の第十五条第1項に該当する規定による。	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	22.103 24.101	第1部の第十五条第2項に該当する規定によるほか、次による。 22.103 公衆サウナに設置しない機器のタイマの運転時間は6時間以下であって、かつ、自動的な再スタートができてはならない。 24.101 温度過昇防止装置は、非自己復帰形のものであって、かつ、サウナ用電熱器の全てのヒータを遮断しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-53：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-53 部：サウナ用電熱器具及び赤外線キャビンの個別要求事項

技術基準			該当 非該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第3項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	急停止による危険はないと思われるため、本条項に対しては、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は，当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し，異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに，安全装置が作動するまでの間，回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当		第1部の第十六条に該当する規定による。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は，電氣的，磁氣的又は電磁的妨害により，安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当		第1部の第十七条に該当する規定による。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は，通常の使用状態において，放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は，安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を，見やすい箇所に容易に消えない	該当 非該当	7.14	第1部の第十九条に該当する規定によるほか，次による。 7.14 サウナルーム又はキャビンの可燃性材料との距離	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-53：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-53 部：サウナ用電熱器具及び赤外線キャビンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条続き		方法で表示されるものとする。			<p>の表示は、カバーを外すことなく、サウナ用電熱器又は赤外線発生器の外部から明確に視認できなければならない。火災及び感電の危険に関する警告は、サウナ用電熱器又は赤外線発生器を設置した後に明確に視認でき、かつ、文字の高さは次の値以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 表題は、5mm - その他の文字は、3mm 	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある</p>	<p>該当</p> <p>非該当</p>	-	-	<p>長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。</p>

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-53：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-53 部：サウナ用電熱器具及び赤外線キャビンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1号 続き		旨				
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷蔵庫（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<p>該当</p> <p>非該当</p>	-	-	同上
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある</p>	<p>該当</p> <p>非該当</p>	-	-	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-53：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-53 部：サウナ用電熱器具及び赤外線キャビンの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3号 続き		旨				
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<p>該当</p> <p>非該当</p>	-	-	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-53：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-53 部：サウナ用電熱器具及び赤外線キャビンの個別要求事項

白 紙

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-59：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-59 部：電撃殺虫器の個別要求事項

技術基準			該当 非該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当		JIS C 9335-1 (以下、第 1 部) の第二条第 1 項に該当する規定による。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	24.2	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 24.2 屋内使用だけを意図した機器の可とうコードの間には、スイッチを取り付けてもよい。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	22.101	第 1 部の第三条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 22.101 使用者による保守中に充電部に接近することを防ぐためのインタロックは、入力回路に接続してあり、かつ、非意図的な操作を防止するように配置していなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	該当 非該当	箇条 7 7.12	第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明(7.14 及び 7.15 を除き、全細分箇条を含む) 7.12 取扱説明書には、機器が屋内使用専用、又は軒下用若しくは屋外使用にも適しているのかを明記しなければならない。屋内での使用だけを意図する機器の取扱説明書には、その機器が納屋、きゅう(厩)舎及	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-59：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-59 部：電撃殺虫器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項続き				7.101A	<p>び類似の場所での使用には適していないことを記載しなければならない。</p> <p>軒下用又は屋外使用を意図する機器の取扱説明書には、次の趣旨の警告を含めなければならない。</p> <p>- 警告 ガーデンホースの水を電撃殺虫器に向けると感電の危険が生じるおそれがある。</p> <p>7.101A 二次側開放電圧が 7000V 以下であって、22.104B の a) 又は b) の保護装置を設けた場合には、床面上又は地表面上 1.8 m 以上の位置に設置、c) の保護装置を設けた場合には、床面上又は地表面上 3.5 m 以上の位置に設置する旨を表示しなければならない。</p>	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当	箇条 31	<p>第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条 31 耐腐食性</p> <p>屋外使用を意図する機器に対する耐腐食性の適否は、塩水噴霧（サイクル）試験によって判定する。</p>	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	6.2 7.12	<p>第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による</p> <p>6.2 屋外での使用を意図する電撃殺虫器は、IPX4 以上でなければならない。</p> <p>7.12 取扱説明書には、機器が屋内使用専用、又は軒下用若しくは屋外使用にも適しているのかを明記しなければならない。屋内での使用だけを意図する機器の</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-59：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-59 部：電撃殺虫器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五 条 続 続					取扱説明書には、その機器が納屋、きゅう（厩）舎及び類似の場所での使用には適していないことを記載しなければならない。 機器の取扱説明書には、次の趣旨を含めなければならない。 - 機器は、子供の手の届かないところに置く。 - 機器は、可燃性蒸気又は爆発性じんあいが存在するような場所で用いない。	
第六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当	25.7	第 1 部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 25.7 屋外使用を意図する機器及び紫外線を放射するランプをもつ機器の電源コードは、ポリクロロブレン被覆コードで、かつ、オーディナリークロロブレン又はその他の合成エラストマーシース付きコードと同等以上の特性でなくてはならない。	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当	16.101 22.101	第 1 部の第七条第 1 号に該当する規定によるほか、次による。 16.101 変圧器は十分な内部絶縁をもっていなければならない。 22.101 使用者による保守中に充電部への接近を防止するインタロックスイッチは、入力回路に接続してあり、かつ、非意図的な操作ができないように配置して	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-59：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-59 部：電撃殺虫器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第1号続 き				22.104B	いなければならない。 22.104B 機器は、充電部に検査プローブが触れる恐れがないもの、又は保護装置を備えていなければならない。	
				24.101	24.101 利用者による保守中において、充電部への接近を防止するインタロックスイッチは、次のとおりでなければならない。 - 二次回路に絶縁変圧器を介して給電しない場合には、全極を遮断するもの - JIS C 4526-1 に従った完全断路の接点をもつもの	
第七條 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	該当 非該当	22.102	第1部の第七條第2号に該当する規定によるほか、次による。 22.102 22.104B に規定する保護装置をもつ機器を除き、横棒の形をしたグリッドをもち、変圧器の出力の一端を可触部分に接続する機器は、最下端の棒を接地接続しなければならない。	
				22.103	22.103 機器は、使用者が保守中にグリッドに触れたときに、感電の危険がない構造でなければならない。	
				22.104	22.104 出力回路の短絡電流は、過大であってはならない。	
				22.104A	22.104A 22.104B に適合した機器は、次にも適合しなけ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-59：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-59 部：電撃殺虫器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七 条 第2号続 き					なければならない。 - 変圧器の2次側は、接地できない構造でなければ ならない。	
第八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	該当 非該当	16.101	第1部の第八条に該当する規定によるほか、次による。 16.101 変圧器は十分な内部絶縁をもっていなければならない。	
第九 条	火災の危険源か らの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	30.101	第1部の第九条に該当する規定によるほか、次による。 30.101 グリッドを囲うか又は支持する非金属材料の部分、及び昆虫を収集することを意図した非金属製トレイは、耐火性でなければならない。	
第十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当		第1部の第十条に該当する規定による。	
第十 一 条 第1項	機械的危険源に よる危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当		第1部の第十一条第1項に該当する規定による。	
第十 一 条 第2項	機械的危険源に よる危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、	該当 非該当		第1部の第十一条第2項に該当する規定による。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-59：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-59 部：電撃殺虫器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き		又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。				
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当		第1部の第十二条に該当する規定による。	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当	箇条 32	第1部の第十三条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 32 放射線，毒性その他これに類する危険性 全実効放射照度を決定し、1 mW/m ² 以下でなければならない。	
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当		第1部の第十四条に該当する規定による。	
第十五 条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当		第1部の第十五条第1項に該当する規定による。	
第十五 条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当		第1部の第十五条第2項に該当する規定による。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-59：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-59 部：電撃殺虫器の個別要求事項

技術基準			該当 非該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第3項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	急停止による危険はないと思われるため、本条項に対しては、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は，当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し，異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに，安全装置が作動するまでの間，回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当		第1部の第十六条に該当する規定による。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は，電氣的，磁氣的又は電磁的妨害により，安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当		第1部の第十七条に該当する規定による。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は，通常の使用状態において，放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は，安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を，見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当		第1部の第十九条に該当する規定による。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-59：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-59 部：電撃殺虫器の個別要求事項

技術基準			該当 非該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	該当 非該当	-	-	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経</p>	該当 非該当	-	-	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-59：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-59 部：電撃殺虫器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2号 続き		年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<p>該当</p> <p>非該当</p>	-	-	同上
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経</p>	<p>該当</p> <p>非該当</p>	-	-	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-59：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-59 部：電撃殺虫器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十 条第4号 続き		年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある 旨				

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-83：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-83 部：電熱式雨どい凍結防止器の個別要求事項

技術基準			該当 非該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当		JIS C 9335-1 (以下、第 1 部) の第二条第 1 項に該当する規定による。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	22.101 25.1	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 22.101 電熱素子は、着脱できる部分であってはならない。 25.1 機器は、電源への接続手段として差込プラグ付きの電源コードだけを認める。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	24.101	第 1 部の第三条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 24.101 温度過昇防止装置は、非自己復帰形でなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	該当 非該当		第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定による。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-83：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-83 部：電熱式雨どい凍結防止器の個別要求事項

技術基準			該当 非該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当	箇条 31	第 1 部の第四条に該当する規定によるほか 次による。 箇条 31 耐腐食性 耐腐食性の適否は塩水噴霧（サイクル）試験によって判定する。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	6.1 6.2 21.1	第 1 部の第五条に該当する規定によるほか 次による。 6.1 機器は、感電に対する保護に関してクラス 0 以外でなければならない。 6.2 機器は、IPX7 以上でなければならない。 21.1 機械的強度試験は、- 25 の周囲温度でも行う。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当	25.7	第 1 部の第六条に該当する規定によるほか 次による。 25.7 電源コードは、ポリクロロプレン被覆又は同等以上の特性をもつものでなければならない。	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当		第 1 部の第七 条第 1 号に該当する規定による。	
第七 条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	該当 非該当		第 1 部の第七 条第 2 号に該当する規定によるほか、次による。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-83：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-83 部：電熱式雨どい凍結防止器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七 条 第2号 続 き				27.1	27.1 クラス0Ⅱ機器及びクラスⅠ機器は、水と接する可能性のある全ての導電性部分を接地端子に確実に接続しなければならない。	
第八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	該当 非該当		第1部の第八条に該当する規定による。	
第九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当		第1部の第九条に該当する規定による。	
第十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当		第1部の第十条に該当する規定による。	
第十 一 条 第1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当		第1部の第十一条第1項に該当する規定による。	
第十 一 条	機械的危険源に	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用	該当		第1部の第十一条第2項に該当する規定による。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-83：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-83 部：電熱式雨どい凍結防止器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条第2項	よる危害の防止	によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	非該当			
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当		第1部の第十二条に該当する規定による。	
第十三条	電気用品から発生される電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当		第1部の第十三条に該当する規定による。	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当		第1部の第十四条に該当する規定による。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当		第1部の第十五条第1項に該当する規定による。	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を	該当 非該当		第1部の第十五条第2項に該当する規定によるほか、次による。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-83：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-83 部：電熱式雨どい凍結防止器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第2項 続き	害の防止	与えるおそれがないものとする。		24.101	24.101 温度過昇防止装置は、非自己復帰形でなければならない。	
第十五条第3項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	急停止による危険はないと思われるため、本条項に対しては、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は，当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し，異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに，安全装置が作動するまでの間，回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当		第1部の第十六条に該当する規定による。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は，電氣的，磁氣的又は電磁的妨害により，安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当		第1部の第十七条に該当する規定による。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は，通常の使用状態において，放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	J55014-1 等の別規格で規定されている。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-83：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-83 部：電熱式雨どい凍結防止器の個別要求事項

技術基準			該当 非該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当		第1部の第十九条に該当する規定による。	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当	-	-	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消え	該当 非該当	-	-	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-83：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-83 部：電熱式雨どい凍結防止器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2号 続き	制度による表示)	ない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当	-	-	同上
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。	該当 非該当	-	-	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-83：2015 規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-83 部：電熱式雨どい凍結防止器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十 条第4号 続き		(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8352：2015 規格名：配線用ヒューズ通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当	8.2	8.2 構造 構造は、次を満足しなければならない。 a) 通常の使用状態において危険が生じるおそれがなく、形状が正しく、かつ、組立が良好である。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	8.2	8.2 構造 構造は、次を満足しなければならない。 a) 通常の使用状態において危険が生じるおそれがなく、形状が正しく、かつ、組立が良好である。 b) 可溶体と導電金具との接続は確実良好であり、接触抵抗の変化しない構造である。 c) 消弧剤を使うものでは取扱いに当たって、消弧剤が漏れない構造である。 d) 再用ヒューズリンクは、可溶体又は取替えユニットの取替えが容易に、かつ、確実にできる。 e) 再用ヒューズリンク以外のヒューズリンクは、可溶体の取替えができない。 f) 可溶体の溶断表示装置をもつヒューズの場合、溶断表示装置は、確実に動作し、かつ、可溶体の動作に有害な作用を及ぼすおそれがない。 g) 製造業者が指定するトルクで締め付けたとき、異状が生じない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8352：2015 規格名：配線用ヒューズ通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				8.4 9.5.1	i) 接続導体のねじ締付け時に、各部が不必要に回転したり、移動したりしない構造である。 8.4 寸法 寸法は、各関連規格の規定による。 9.5.1 協約溶断特性試験 協約溶断特性試験は、次による。 b) 可溶体が溶断した場合は、溶融した金属が試験品の外部に流出してはならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	7.2 7.3 7.4	7.2 協約不溶断特性 A 種ヒューズリンク及びB 種ヒューズリンクの協約不溶断電流及び協約時間は、表6 によるものとし、9.4 によって試験したとき、ヒューズは溶断してはならない。 7.3 協約溶断特性 A 種ヒューズリンク及びB 種ヒューズリンクの協約溶断電流は、表6 に規定する値を用い、9.5.1 によって試験したとき、ヒューズは表6 に示す時間以内に溶断しなければならない。 7.4 溶断特性（溶断時間 - 電流特性） A 種ヒューズリンク及びB 種ヒューズリンクの製造業者が指定する溶断特性は、表7 の規定を満足し、かつ、9.5.2 によって試験したとき、その溶断特性の保証誤差範囲内	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8352：2015 規格名：配線用ヒューズ通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第1項 続き				7.6 7.7	(平均値特性に対して電流軸で最大± 15%) になければ ならない。 7.6 遮断性能 ヒューズは異常なく遮断できなければならない。 7.7 限流性能 交流用の限流ヒューズは、表 12 に規定する試験系列番号 1 及び 2 の試験において、限流値及び動作 I _t 値が表 9 に 規定する値以下でなければならない。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによ ってはその安全性の確保が困難であると認 められるときは、当該電気用品の安全性を確 保するために必要な情報及び使用上の注意 について、当該電気用品又はこれに付属する 取扱説明書等への表示又は記載がされるも のとする。	該当 非該当	箇条 12 箇条 13	箇条 12 表示 表示事項を規定。 箇条 13 記載事項 カタログ又は技術資料への記載事項を規定。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される 供用期間中、安全機能が維持される構造であ るものとする。	該当 非該当	7.5 8.2 h)	7.5 許容時間 - 電流特性 繰返し通電試験に耐え、かつ、その後に繰返し通電試験と 同一の電流を通電したときの溶断時間は、製造業者が指定 する溶断特性の保証誤差範囲に入らなくてはならない。 8.2 h) ヒューズホルダの接触部は、ヒューズリンクの着脱 を繰返し行っても必要な接触圧力を維持し、接触抵抗が著	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8352：2015 規格名：配線用ヒューズ通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き					しく増大しない構造である。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	-	-	配線盤内又は絶縁ケース内で使用され、その全体で担保されることから、本条項に対しては、非該当が妥当と考える。
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当	8.1 8.3	8.1 一般事項 ヒューズに用いる部品及び材料は、製品の使用に応じた適切なものでなければならない。 8.3 材質 材質は、次による。 a) 可溶体の材質は、容易に変質するおそれがない。 b) 消弧剤は、可溶体などに有害な変化を起こさせない。 c) 筒、ヒューズホルダなどの絶縁部品の材質は、磁器、合成樹脂等、通常の使用状態において、必要な絶縁性能を失わない。 d) 導電金具の材質は、銅、銅合金など、通常の使用状態	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8352：2015 規格名：配線用ヒューズ通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き					において、必要な導電性能を失わない。	
第七条 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当	-	-	配線盤内又は絶縁ケース内で使用され、その全体で担保されることから、本条項に対しては、非該当が妥当と考える。
第七条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	該当 非該当	-	-	同上
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	該当 非該当	7.1 7.6 7.9	7.1 温度上昇 ヒューズ各部の温度上昇限度値。 7.6 遮断性能 ヒューズは異常なく遮断できなければならない。動作中及び動作後において、次を満足しなければならない。 d) 試験後、10分以内に端子間の絶縁抵抗を JIS C 1302 などで規定する直流 500 V 絶縁抵抗計で測定したとき、その値は、0.2 MΩ 以上でなければならない。 7.9 絶縁抵抗	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8352：2015 規格名：配線用ヒューズ通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				7.10	各部の絶縁抵抗は、5MΩ以上でなければならない。 7.10 耐電圧 7.9 と同一部分間は、表 10 に示す値に耐えなければならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	7.6	7.6 遮断性能 ヒューズは異常なく遮断できなければならない。動作中及び動作後において、次を満足しなければならない。 g) 排気孔をもつヒューズは、次を満足しなければならない。 1) さらにかなきんは、燃焼又は破損してはならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	-	-	配線盤内又は絶縁ケース内で使用され、その全体で担保されることから、本条項に対しては、非該当が妥当と考える。
第十一条 第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷	該当 非該当	8.4	8.4 寸法（形状を含む）は、各関連規格の規定による。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8352：2015 規格名：配線用ヒューズ通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き		を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。				
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	7.6	7.6 遮断性能 ヒューズは異常なく遮断できなければならない。動作中及び動作後において、次を満足しなければならない。 g) 排気孔をもつヒューズは、次を満足しなければならない。 2) 筒形及び栓形ヒューズの筒、窓板又は試験装置は、破損してはならない。 3) 端子、キャップ又は窓板は、離脱してはならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	7.6	7.6 遮断性能 9.7 によって試験したとき、ヒューズは異常なく遮断できなければならない。動作中及び動作後において、次を満足しなければならない。 a) ヒューズリンクの気孔及び接合部から有害な火炎、ガスなどを放出してはならない。	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当	-	-	一般的に電磁波による危険がないと思われるため、本条項に対

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8352：2015 規格名：配線用ヒューズ通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十三条	続き					しては、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	-	-	組み込まれる装置によって使用方法は異なることから、本条項に対しては、非該当が妥当と考える。
第十五条	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	始動、再始動及び停止はないと思われるため、本条項に対しては、非該当が妥当と考える。
第十五条	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8352：2015 規格名：配線用ヒューズ通則

技術基準			該当 非該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	同上
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当	-	-	保護協調等は配線盤内又は絶縁ケース内での使用状態で考慮されるため、本条項に対して、非該当が妥当と考える。
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当	-	-	一般的に、電磁的妨害による誤動作はないと思われるため、本条項に対しては、非該当が妥当と考える。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	雑音の発生はおこらないと思われるため、本条

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8352：2015 規格名：配線用ヒューズ通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十八条続き						項に対しては、非該当が妥当と思われる。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当	箇条 12	箇条 12 表示 ヒューズの表面の見やすい部分に、容易に消えない方法で、表示事項を規定している。	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機 電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三	該当 非該当	-	-	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8352：2015 規格名：配線用ヒューズ通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1号 続き		第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	該当 非該当	-	-	同上
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年	該当 非該当	-	-	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8352：2015 規格名：配線用ヒューズ通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3号 続き		(ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	該当 非該当	-	-	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8314：2015 規格名：配線用筒形ヒューズ

技術基準			該当 非該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当		JIS C 8352（以下、通則）の第二条第 1 項に該当する規定による。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	8.4	通則の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 8.4 寸法 筒形ヒューズの寸法が規定されている。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	7.4 7.7	通則の第三条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 7.4 溶断特性（溶断時間 - 電流特性） A 種ヒューズリンク及び B 種ヒューズリンクの製造業者が指定する溶断特性は、通則の表 7 の規定を満足し、かつ、9.5.2 によって試験したとき、その溶断特性の保証誤差範囲内（平均値特性に対して電流軸で最大 ± 15%）になければならない。通則の表 7 に規定がない定格電流については、表 2 による。 7.7 限流性能 交流用の限流ヒューズは、通則の表 12 に規定する試験系列番号 1 及び 2 の試験において、限流値及び動作 I_t 値が通則の表 9 に規定する値以下でなければならない。通則の表 9 に規定がない定格電流については表 3 による。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8314：2015 規格名：配線用筒形ヒューズ

技術基準			該当 非該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	該当 非該当		通則の第三条第2項に該当する規定による。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当		通則の第四条に該当する規定による。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	-	-	配線盤内又は絶縁ケース内で使用され、その全体で担保されることから、本条項に対しては、非該当が妥当と考える。
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当		通則の第六条に該当する規定による。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8314：2015 規格名：配線用筒形ヒューズ

技術基準			該当 非該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当	-	-	配線盤内又は絶縁ケース内で使用され、その全体で担保されることから、本条項に対しては、非該当が妥当と考える。
第七条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	該当 非該当	-	-	同上
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	該当 非該当		通則の第八条に該当する規定による。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当		通則の第九条に該当する規定による。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等	該当 非該当	-	-	配線盤内又は絶縁ケース内で使用され、その全

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8314：2015 規格名：配線用筒形ヒューズ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十条 続き		の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。				体で担保されることから、本条項に対しては、非該当が妥当と考える。
第十一条 第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	8.4	8.4 寸法 機械的危険がない研形状が要求されている。	
第十一条 第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当		通則の第十一条第2項に該当する規定による。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当		通則の第十二条に該当する規定による。	
第十三 条	電気用品から発生される電磁波による危害の防	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当	-	-	一般的に電磁波による危険がないと思われるた

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8314：2015 規格名：配線用筒形ヒューズ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十三条 条続き	止					め、本条項に対しては、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	-	-	組み込まれる装置によって使用方法は異なることから、本条項に対しては、非該当が妥当と考える。
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	始動、再始動及び停止はないと思われるため、本条項に対しては、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8314：2015 規格名：配線用筒形ヒューズ

技術基準			該当 非該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	同上
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当	-	-	保護協調等は配線盤内又は絶縁ケース内での使用状態で考慮されるため、本条項に対して、非該当が妥当と考える。
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当	-	-	一般的に、電磁的妨害による誤動作はないと思われるため、本条項に対しては、非該当が妥当と考える。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	雑音の発生はおこらないと思われるため、本条項に対しては、

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8314：2015 規格名：配線用筒形ヒューズ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十八条	続き					非該当が妥当と思われる。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当		通則の第十九条に該当する規定による。	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機 電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三 第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）	該当 非該当	-	-	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8314：2015 規格名：配線用筒形ヒューズ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1号 続き		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<p>該当</p> <p>非該当</p>	-	-	同上
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故</p>	<p>該当</p> <p>非該当</p>	-	-	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8314：2015 規格名：配線用筒形ヒューズ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3号 続き		に至るおそれがある旨。				
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<p>該当</p> <p>非該当</p>	-	-	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8314：2015 規格名：配線用筒形ヒューズ

白 紙